

高所作業車の運転業務(10m未満)特別教育 案内書

法律根拠

- ・労働安全衛生法第59条の規定により、事業者は、作業床の高さが10m未満の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務に労働者を就かせるときは、安全又は衛生のための特別な教育をしなければならないことが義務付けられています。
- ・当協会では別添の年間予定表に基づいて愛媛県下の各地区で講習を開催していますので、この機会に受講頂きますようご案内いたします。

高所作業車運転とは、「2m以上の高さに上昇できる作業床(作業員が作業時に乗る場所)を持ち、昇降装置、走行装置等で構成されており、作業床の上昇、下降などに人力以外の動力を使用し、不特定の場所に自走できるもの。」とされています。具体的にはバケット車、スカイマスター、橋梁点検車等が挙げられます。

尚、作業床高さが10メートル以上の場合は高所作業車運転技能講習を修了した者を当該業務に就かせることができると定められています。



申込方法

- ・愛媛県下の各地区で開催されますので、詳細は開催予定表をご確認下さい。
- ・申込み受付開始は、原則実施日の2ヶ月前から(土日祝祭日の場合は翌日)です。別添の申込書に必要事項を記入して受講料を添えて、2週間前までに各地区の(公社)愛媛労働基準協会支部まで申し込んで下さい。(現金書留や銀行振り込みをご希望の方は、別途各支部にお問い合わせ下さい)
- ・講習開始時間や駐車場の有・無等は、各地区会場で異なりますので開催予定表や受講票で確認して下さい。

受講資格

- ・特になし

科目免除

- ・法的には自動車運転免許証や移動式クレーン運転士免許等を保有している方に対して講習科目の一部免除等がありますが、当協会では全科目を受講して頂く特別教育を実施しています。

講習科目 時間

	科目	時間	科目	時間
学科	高所作業車の作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	3時間	高所作業車運転に必要な一般的事項に関する知識	1時間
	原動機に関する知識	1時間	関係法令	1時間
実技	高所作業車の作業のための装置の操作			3時間
(合計 9時間) … 実際の講習時間は休憩等を考慮した時間帯となっています。				

- ・実技では保護帽(ヘルメット)、墜落制止用器具(フルハーネス型又は胴ベルト型)を持参して下さい。

受講料

単位:円

単位:円	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
一般	15,400	1,360	16,760
会員	12,100		13,460

- ・キャンセルは、前日まで(土日祝祭日の場合は前日)に、電話でご連絡頂ければ返戻させて頂きます。当日欠席された場合は、返戻出来ませんのでご注意ください。

助成金

- ・建設事業主等に対する助成金対象講習です。(詳しくは愛媛労働局助成金センターまで)

修了証

- ・全科目受講された方に、(公社)愛媛労働基準協会発行の修了証を交付致します。
- ・事業者様には受講証明書を発行致します。(3年間保存義務)